

転載不可

多様な入札契約方式の活用について

令和4年11月2日

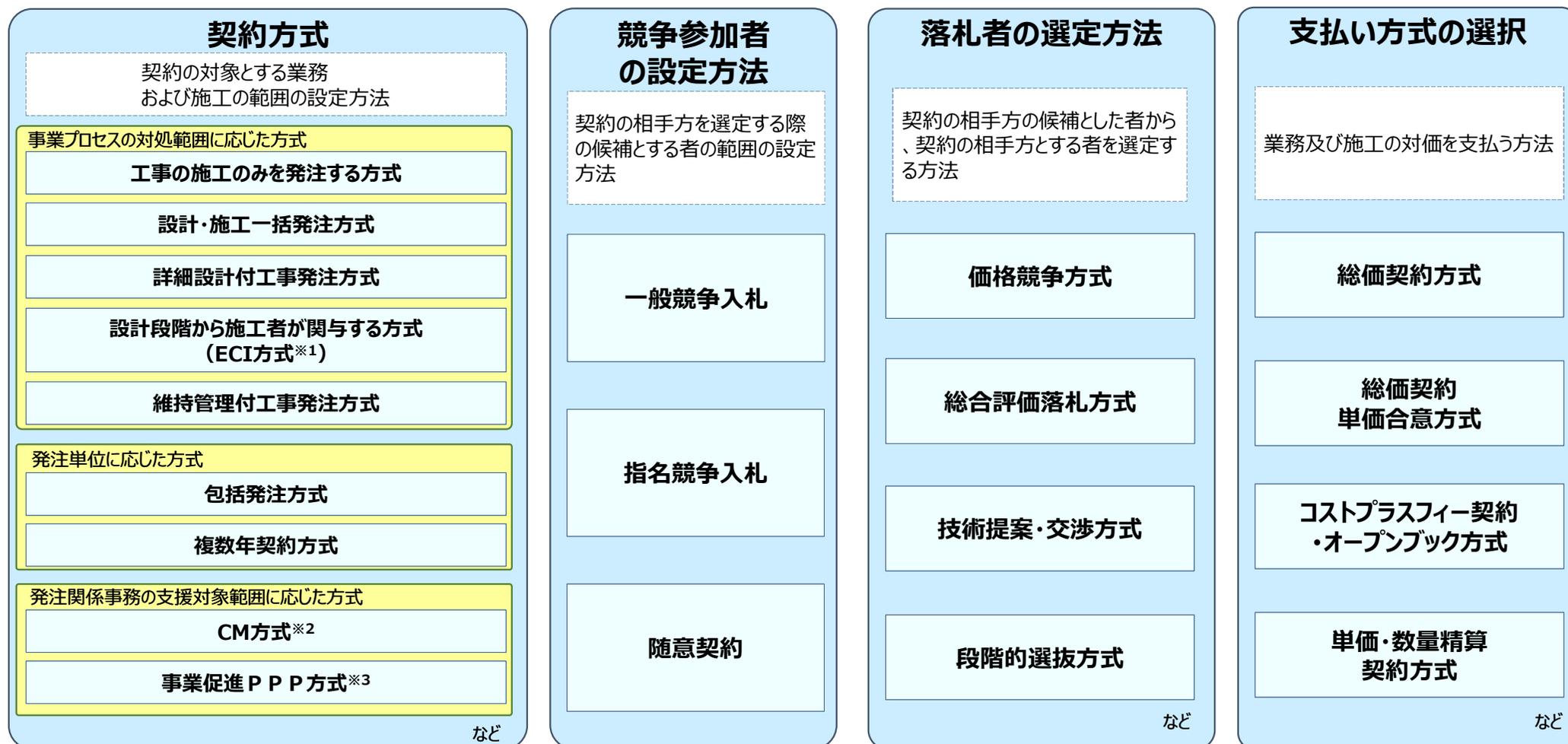
国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工物品確法）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る**公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。**

- ・ 段階的選抜方式（第16条）
- ・ 技術提案・交渉方式（第18条）
- ・ 地域における社会資本の維持管理に資する方式（第20条）

工事調達の流れ



※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Construction Management の略

※3 Public Private Partnership の略

事業の実施にあたり多様な入札契約方式を活用する際には、事業環境（発注者体制、人材・資機材の確保、関連プロジェクトの進捗状況、工事の難易度、施工の制約度、仕様の確実度など）を踏まえ、発注者ニーズを整理した上で適切な入札契約方式を選択・組合せし、プロジェクトの実施体制等を構築する必要がある。

事業環境の整理

発注者ニーズの整理

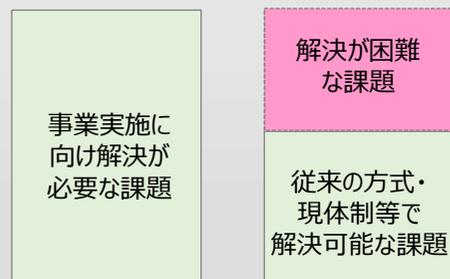
入札契約方式の 選択・組合せ

プロジェクトの 実施体制等の構築

■ 事業環境の整理

- ✓ 事業を取り巻く環境等から課題を正確に把握する

- 住民意向の反映
- 事業スケジュールの制約
- 事業費の制約
- 仕様・数量の不確実性
- 発注者のマンパワー・ノウハウ不足
- 人材・資機材の不足 など



■ 発注者ニーズの整理

- ✓ 事業の目的などを踏まえ、ニーズを抽出し、優先順位付けなどを実施する

- 工期短縮・遅延リスクの回避
- 発注者のマンパワー・ノウハウの補完
- 適切な事業費の管理・コスト縮減
- 仕様・数量の不確実性への対応
- 安全・品質の確保 など



■ 入札契約方式の選択・組合せ

- ✓ 発注者ニーズに応じて、各入札契約方式の効果や留意点を踏まえつつ最適な選択・組合せをする

契約方式

設計・施工一括発注方式

CM方式

競争参加者の設定方法

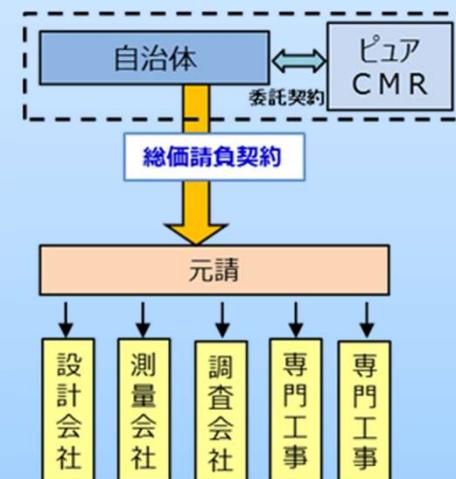
一般競争入札

落札者の選定方法

総合評価落札方式

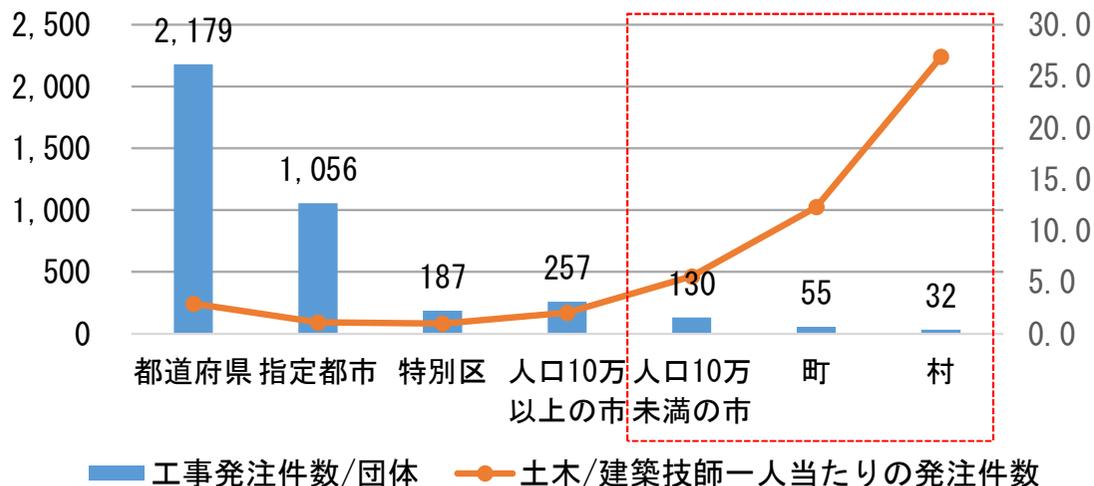
■ 事業実施体制の構築

- ✓ 発注者体制や選択した入札契約方式の活用も踏まえ、事業を効果的に実施できる体制を構築する

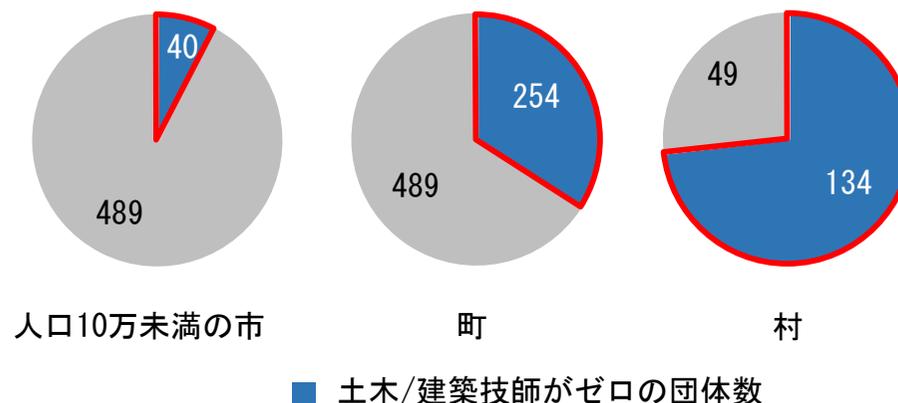


○地域公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、職員の体制上の制約もあり、都道府県等に比べて事務負担が大きく、入札契約適正化の取組が遅れている傾向がある。

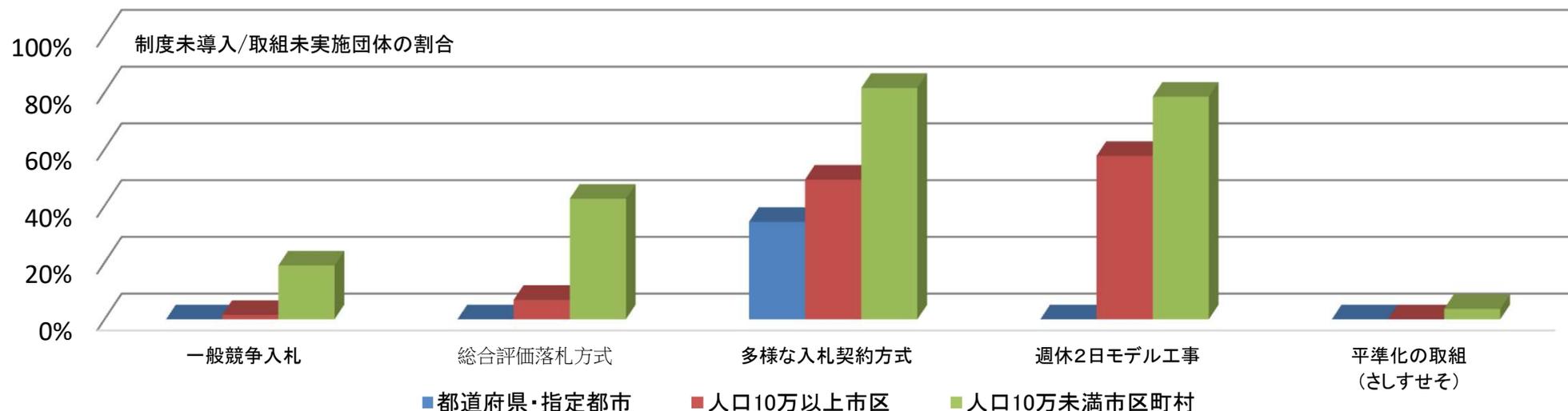
地域公共発注者の職員には著しく大きな負担が発生



土木/建築技師がゼロの自治体が多数存在



「担い手3法」に基づく取組は特に地域公共発注者で遅れ

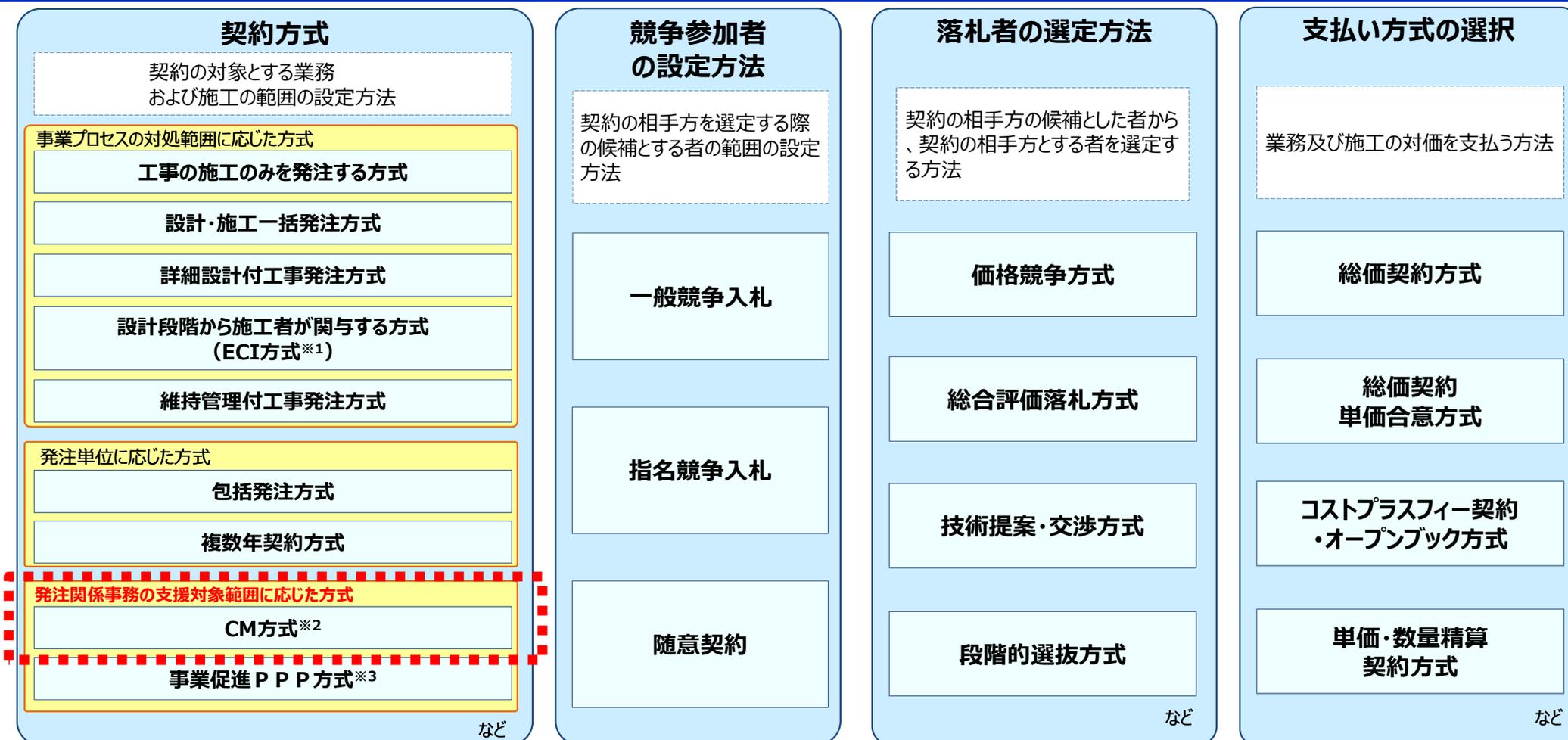


○公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用について規定され、**発注者の支援対象範囲に応じた契約方式のひとつとしてCM方式**が位置づけられている

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により **自ら発注関係事務を適切に実施することが困難**であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により **発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用**するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

工事調達例



※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Construction Management の略

※3 Public Private Partnership の略

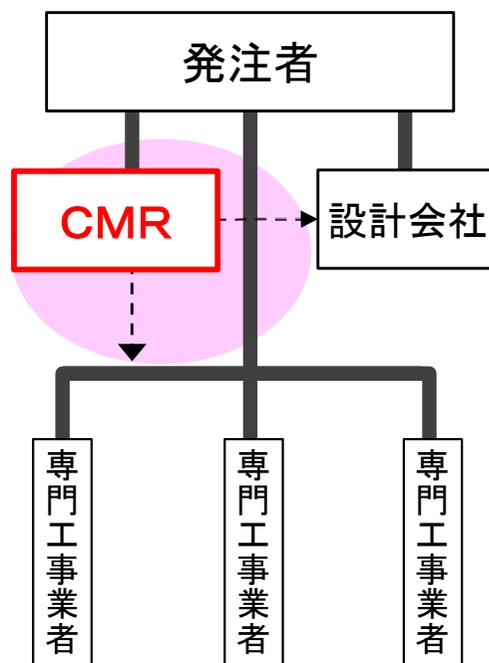
CM方式とは

- 発注者の補助者・代行者であるCMR (コンストラクション・マネージャー) が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う

段階	CM業務の内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○全体工程管理支援 ○事業費管理支援 ○各種情報管理支援 ○関係者会議運営支援 ○他機関等調整支援 (業務・工事間含む)
設計段階	<p>【業務発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札・契約方式提案 ○発注関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 <p>【業務監督】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援
施工段階	<p>【工事発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札・契約方式提案 ○契約関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 <p>【工事監督】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援(土木)

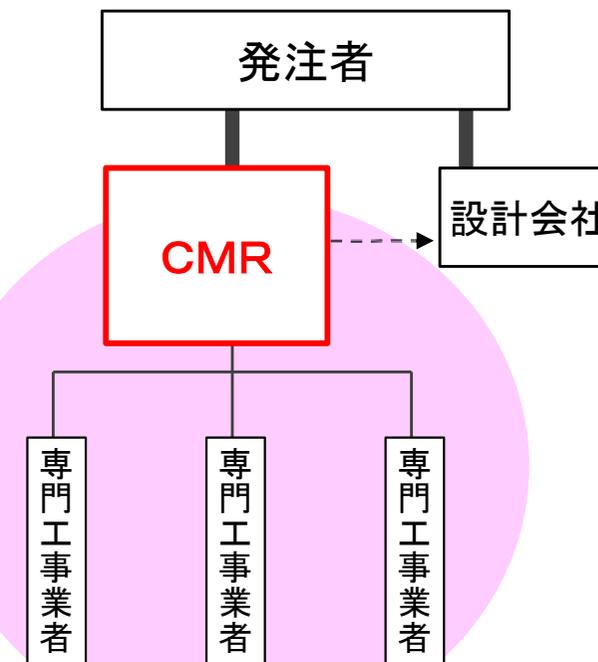
ピュア型CM方式

・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



発注者体制

- 多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化
- 発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任
- 発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）

コスト

- コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握
- VEなどのコスト・マネジメントの強化

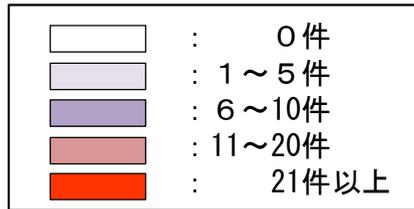
品質

- 品質管理の徹底
- 設計・発注・施工の各段階における民間のマネジメント技術の活用
- 品質・技術に優れた施工者の育成（特に専門工事業者）

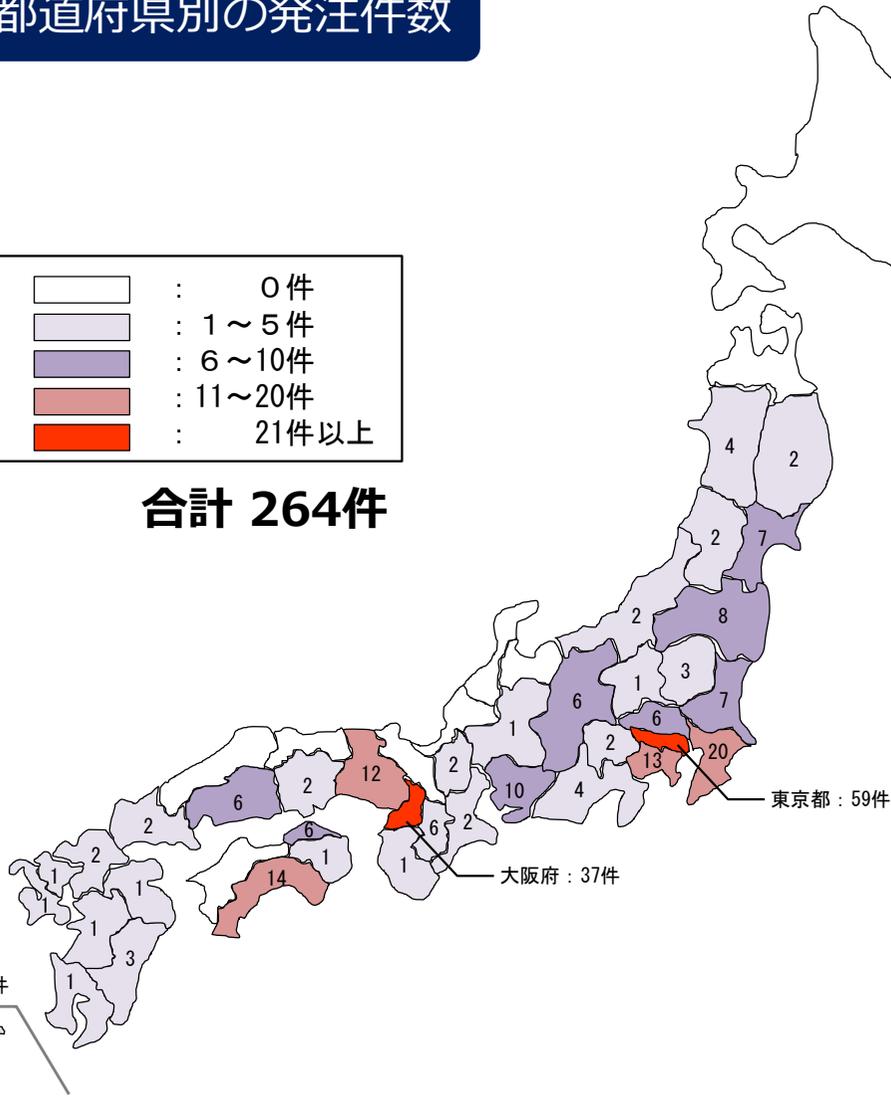
○ 公共事業（建築）においては、**264件の活用実績**

○ 地域別の分布では、**東京都や大阪府などの都市部での実績が多く、関東と近畿で全体の約7割**を占める

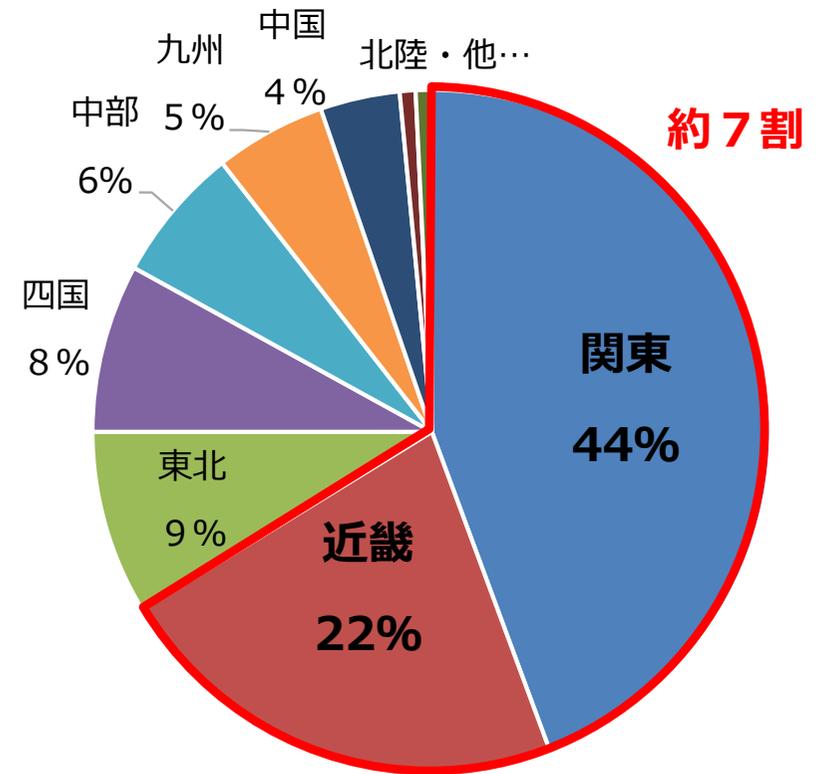
都道府県別の発注件数



合計 264件



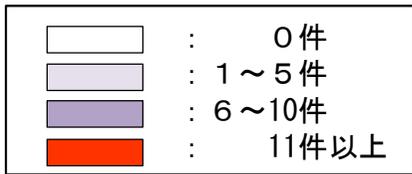
地域別の構成比率



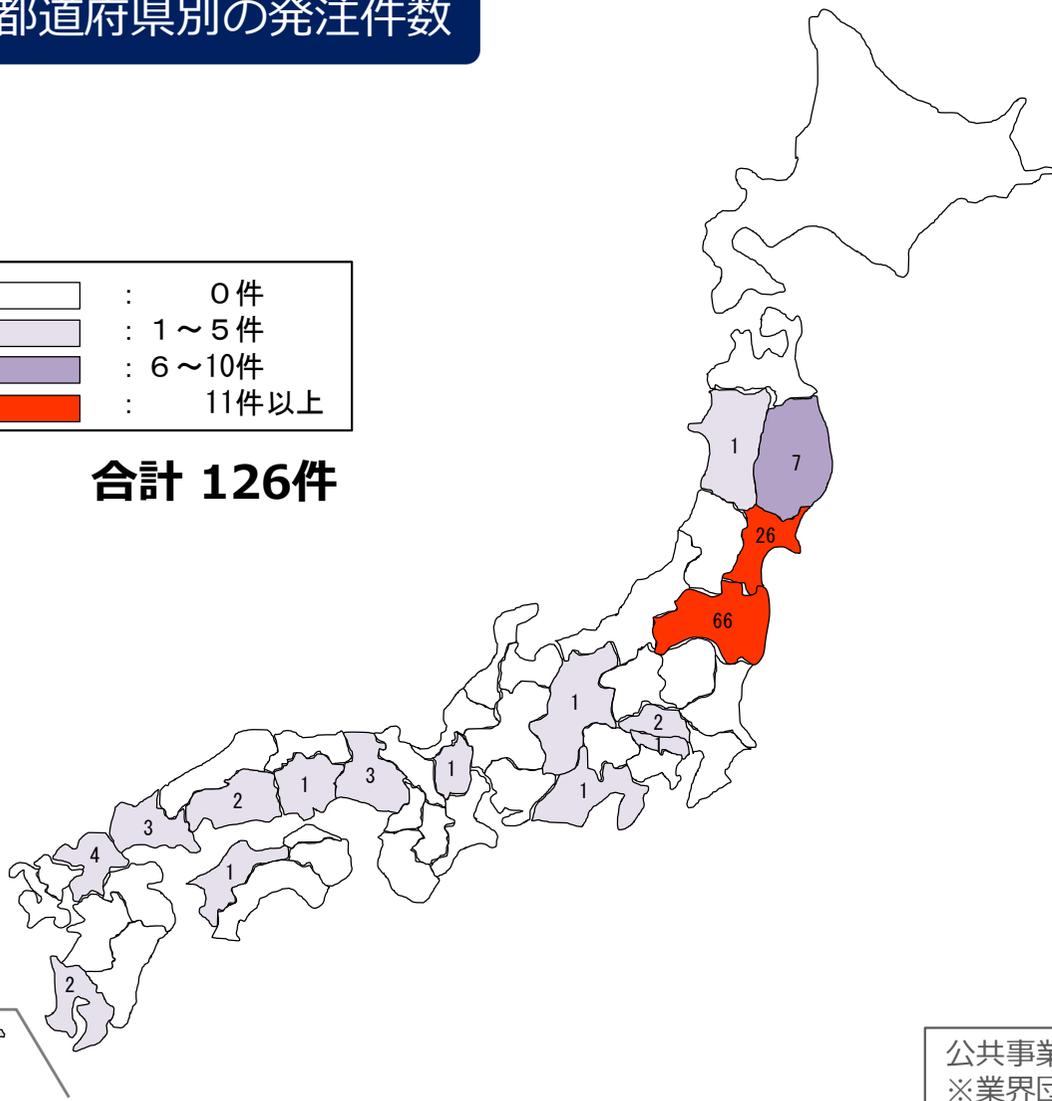
公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和3年1月 国土交通省）
※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

- 公共事業（土木）においては、**126件の活用実績**
- 地域別の分布では、**福島県、宮城県、岩手県での実績が多く、東北で全体の約8割**を占める

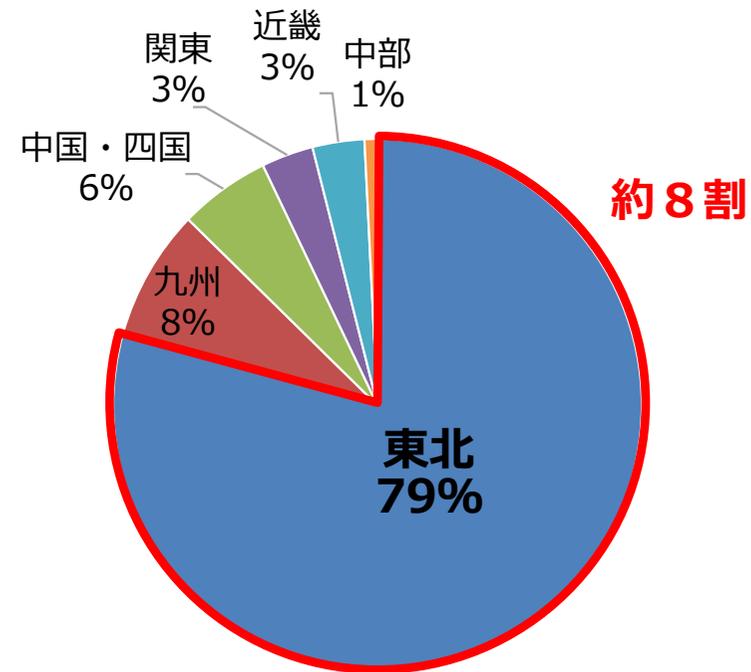
都道府県別の発注件数



合計 126件



地域別の構成比率



公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和3年1月 国土交通省）
 ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

- 約8割のケースが基本計画・基本設計等の事業の上流段階からCM方式を活用
- 特に基本計画段階からCM方式を活用するケースも約5割を占める

実施段階				件数				
基本計画	基本設計	実施設計	工事施工	10	20	30	N = 154	
				29	[Bar chart showing 29 cases]			
				3	[Bar chart showing 3 cases]			
				8	[Bar chart showing 8 cases]			
				30	[Bar chart showing 30 cases]			
				10	[Bar chart showing 10 cases]			
				14	[Bar chart showing 14 cases]			
				32	[Bar chart showing 32 cases]			
				5	[Bar chart showing 5 cases]			
				21	[Bar chart showing 21 cases]			
				2	[Bar chart showing 2 cases]			

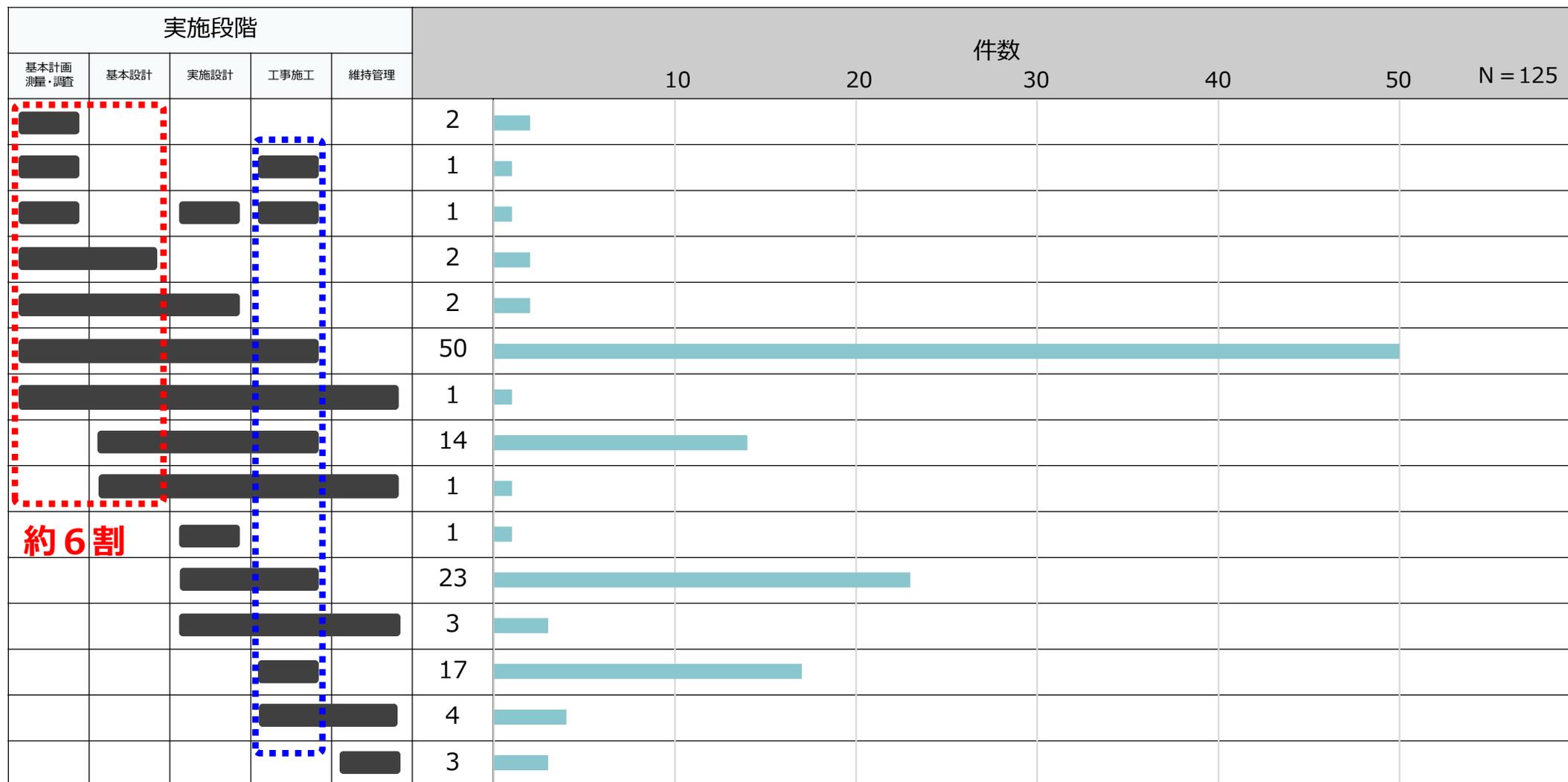
約5割

約8割

公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和3年1月 国土交通省）
 ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

CM業務の実施段階(土木事業)

- 約6割のケースが基本計画・基本設計等の事業の上流段階からCM方式を活用
- 工事施工の段階を含むケースも多く、全体の約9割を占める



約9割

公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和3年1月 国土交通省）
 ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ



概要

1. 本ガイドラインの位置付け

1.1 背景・目的

2. CM方式の概要

- 2.1 CM方式とは
- 2.2 CMの役割
- 2.3 建築／土木事業の主な性質等の違い
- 2.4 品確法上のCM方式の位置付け

3. P2A型CM方式の現状

- 3.1 P2A型CM方式の活用状況と活用の背景
- 3.2 P2A型CM方式の基本的な枠組み

4. P2A型CM方式の活用にあたって

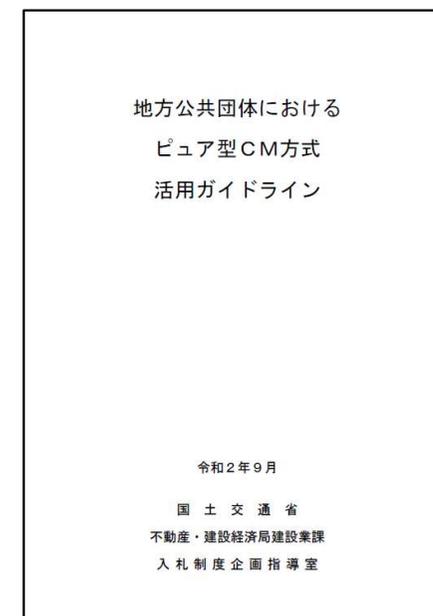
- 4.1 CMRの業務内容と業務分担
- 4.2 CMRの業務報酬の積算の考え方
- 4.3 CMRの参加要件
- 4.4 CMRの選定方法
- 4.5 CM業務の契約図書
- 4.6 活用にあたっての留意事項

5. P2A型CM方式の検討事項

- 5.1 CMRの制度上の位置付けについて

6. 添付資料

- CM業務委託契約約款（案）
- 各段階におけるCM業務役割分担表（例）



地方公共団体における
P2A型CM方式活用ガイドライン

建築事業

【施設用途】	発注団体
【庁舎】	山形県 米沢市
【体育館】	茨城県 水戸市
【学校】	千葉県 市原市
【庁舎】	東京都 府中市
【庁舎】	東京都 清瀬市
【学校】	東京都 中野区
【学校】	東京都 練馬区
【市民ホール】	神奈川県 小田原市
【庁舎】	神奈川県 横浜市
【庁舎】	山梨県 丹波山村

【施設用途】	発注団体
【庁舎】	長野県 上田市
【病院】	静岡県 島田市
【体育館】	三重県 四日市市
【文化会館】	兵庫県 養父市
【庁舎】	奈良県 桜井市
【庁舎】	香川県 善通寺市
【庁舎】	福岡県 鞍手町
【総合運動場】	佐賀県
【庁舎】	熊本県 宇土市
【多目的アリーナ】	沖縄県 沖縄市

土木事業

【事業区分】	発注団体
【道路】	岩手県
【道路】	宮城県
【道路】	宮城県
【道路】	福島県

【事業区分】	発注団体
【港湾施設】	福島県
【河川】	福島県
【造成・改修等】	福島県 浪江町
【道路】	東京都 渋谷区

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html

事業の目的

- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を支援
- 多様な入札契約方式の導入・活用による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開

事業の運営フロー

モデル事業の募集 対象：都道府県又は市区町村 対象事業：全ての公共工事

モデル事業の選定 ① 先進性（過去の採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）
② 汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）
③ 実現性（対象事業の工程等が明確となっている）

支援事業者の選定

モデル事業の支援

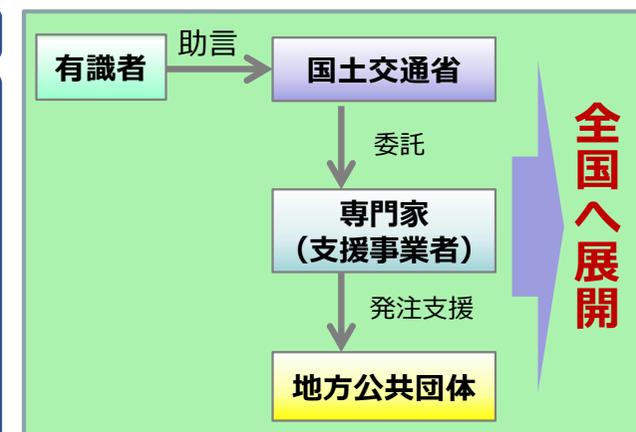
事業ごとの支援フロー構築
円滑な事業推進支援

- 1 応募事業の目的、進捗状況の確認
- 2 発注者が抱える課題の整理と、技術的な検証
- 3 課題を解決するための入札契約方法の検討
- 4 課題解決や、発注のための資料作成等の実際的な支援
 - ・議会説明用資料作成支援
 - ・事業全体の課題整理
 - ・リスクの整理
 - ・公募資料の作成支援 など

有識者による専門的見地からの助言

モニタリングとフィードバック 応募者からの意見聴取 等

応募者による事業推進



年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM 方式	その他
			分離		一括方式			
			－	技術 協力	DB	D+B		
H26年度	大仙市（秋田県）	除雪業務						地域維持型方式
	宮城県	除雪業務						地域維持型方式
	相模原市（神奈川県）	下水道管敷設事業			●			総合評価方式（高度技術提案型）
	新城市（愛知県）	新城市庁舎建設事業		●				
	大阪府	施設の軽微な補修事業						補修工事マニュアル、標準仕様
H27年度	水戸市（茨城県）	体育館建設事業		●			●	
	四日市市（三重県）	体育館建設事業		●			●	
	清瀬市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	府中市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	島田市（静岡県）	新病院建設事業	●				●	
H28年度	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設事業				●	●	
	野洲市（滋賀県）	病院建設事業	●					
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設事業	●					
	高松市（香川県）	給食センター建設事業		●				
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設事業	●		●		●	

年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM方式	その他
			分離		一括方式			
			－	技術協力	DB	D+B		
H29年度	板橋区（東京都）	小中学校等空調設備一斉更新事業						維持管理/機器支給/コストオン 方式
	上田市（長野県）	庁舎改修・改築事業		●	●		●	
	桜井市（奈良県）	新庁舎建設事業				●	●	
	徳島県・美波町（徳島県） ※共同申請	大規模災害を想定した復旧・復興事前検討事業						各段階における入札契約方式の備え
H30年度	愛川町（神奈川県）	施工時期等の平準化検討事業 地域の担い手確保対策検討事業						平準化施策、地域企業育成型発注
	むつ市（青森県）	道路除排雪に係る改善検討事業						－
	四万十市（高知県）	文化複合施設整備事業	●					
	横須賀市（神奈川県）	こども園整備事業	●					
H31年度	調布市（東京都）	施工時期等の平準化事業						平準化の推進
	渋谷区（東京都）	猿楽橋架替えに伴う擁壁等更新事業		●			●	
	四日市（三重県）	近鉄四日市駅周辺等整備事業		●				
R2年度	入善町（富山県）	海洋深層水取水設備整備事業				●	●	
R3年度	岡山県	公共工事入札契約改善勉強会						県内市町村参加による勉強会の開催
	葛城市（奈良県）	入札契約適正化の検討						入札契約適正化全般の改善検討

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000717.html

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて
電話・メールで都度受付

電話 (①のみ) TEL 03-5253-8278
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せを受付

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付